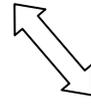


## 国の基本指針と介護保険事業計画の関係(イメージ図)

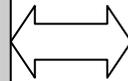
### 基本指針(国)

- ① 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ② 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって、市町村介護保険事業計画および都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ③ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項



### 市町村介護保険事業計画

- ① 様々な条件を総合的に勘案して定める区域(日常生活圏域)における各年度の地域密着型認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量確保のための方策
- ② 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 介護給付事業者間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ④ 介護予防給付事業者間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ⑤ その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項



### 県介護保険事業支援計画

- ① 圏域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入所者生活に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付費等対象サービスの量の見込み
- ② 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業
- ③ 介護サービス情報の公表に関する事項
- ④ 介護支援専門員等従事者の確保又は資質の向上に資する事業
- ⑤ 施設間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ⑥ その他保険給付の円滑な実施を支援するため必要な事項

## 介護保険事業計画の意義

介護保険制度のねらいは、要介護者等に対して、必要な介護サービスが適切に提供されることです。そのため、

- ①要介護者等の人数、要介護の程度等の状態像、介護サービス利用意向等を把握すること
- ②それを踏まえて必要なサービス量等を把握すること
- ③必要なサービス量等に対して、現在のサービス基盤で提供が可能なサービス量等を把握すること
- ④両者の差について、今後基盤整備を計画的に推進していくこと
- ⑤そのような計画的な整備を踏まえて、介護保険の事業費の見込みを算定すること等の一連の作業が必要です。

介護保険事業計画は、介護保険制度運営の基本となるものであり、その中には上記①～⑤の事項が盛り込まれることが必要となります。

また、介護保険の事業費の見込みから保険料の算定を行うことになるなど、介護保険の負担と給付の内容に影響する計画となるので、住民がその作成に関わることが求められるほか、介護保険のサービス提供主体として期待される民間事業者が事業を展開するに当たっての指標ともなります。

## 市町村介護保険事業計画に盛り込む事項

- ①計画の基本理念等・計画作成体制
- ②平成29年度目標値設定
- ③要介護者等の実態の把握
- ④日常生活圏域の設定
- ⑤被保険者及び介護給付等対象サービスの現状
- ⑥各年度における被保険者の状況の見込み
- ⑦各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び確保のための方策
- ⑧各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量確保のための方策等
- ⑨介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑩予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑪市町村特別給付に関する事項
- ⑫介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- ⑬計画の作成時期・計画の期間・計画の達成状況の点検及び評価
- ⑭その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要と認める事項